

令和2年6月10日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

障害者雇用調整金等の申請を6月30日まで受け付けます（周知依頼）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第50条に規定する障害者雇用調整金及び同法第74条の2に規定する在宅就業障害者特例調整金（以下「障害者雇用調整金等」という。）については、今般、企業活動において新型コロナウイルス感染症の影響が生じている状況に鑑み、今年度に限り、令和2年6月30日まで申請を受け付けます。

当該措置の内容については以下のとおりですので、貴会会員への周知にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

障害者雇用調整金等については、5月15日までに支給申請書の作成が困難な場合は、同日までに可能な範囲で記載した支給申請書に申立書を添えて提出されれば、支給対象として取り扱うこととしていたところ、今般、企業活動において新型コロナウイルス感染症の影響が生じている状況に鑑み、令和2年度に支給する障害者雇用調整金等（年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、令和2年6月29日までに申請すべきものに限る。）については、今年度に限り、令和2年6月30日まで申請を受け付けることとしました。

なお、障害者雇用促進法第56条に規定する障害者雇用納付金の申告については、令和2年6月30日まで期限が延長されています。

詳細については、下記ウェブページをご覧ください。不明点については、必要に応じて管轄の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ：

http://www.jeed.or.jp/disability/korona_chouseikin_extension0610.html）

以上